

東京都水道局技術提案型総合評価方式実施要綱

平成17年 3月28日16水経契第2003号

改正 平成22年 3月26日21水経契第720号

改正 平成27年 7月31日27水経契第248号

改正 平成30年 3月19日29水経契第545号

改正 令和 5年 7月12日 5水経契第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事において、民間から性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することと共に、価格だけではなく、価格以外の技術的な要素を考慮することで公共工事の質を高めることを目的とし、入札の際に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象工事は、競争入札により契約を締結する建設工事のうち、原則として、以下の工事に該当する場合に適用する。

- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策等の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

2 工事総括部（経理部、浄水部、給水部、建設部及び多摩水道改革推進本部施設部をいう。以下同じ。）の長は、具体的な実施対象工事を、前項の基準に該当するものの中から、経理部長と協議の上、決定するものとする。

(募集手続)

第3条 競争入札における入札公告又は発注予定工事の事前公表を行う際に、総合評価競争入札である旨及び性能等の要求要件、評価基準、並びに水道局が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」と

いう。)に対して、設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求める旨を明示するものとする。

また、技術提案は、資料の提出の際に併せて提出するものとする。

（技術提案の提出等）

第4条 技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価競争入札による評価方法によって、水道局に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定める。

2 競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、技術提案に係る資料（以下「技術提案書」という。）を指定期日までに経理部長に提出するものとする。ただし、次条に定める実施要領において、技術提案書を提出せず標準案に基づく施工を認める場合は、実施要領に定める書類を提出する。

3 技術提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しないものとする。

（技術提案型総合評価方式実施要領）

第5条 工事総括部の長は、経理部長に協議の上、技術提案型総合評価方式実施要領（以下「実施要領」という。）を定めるものとする。

2 前項の規定により定める実施要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）工事件名、施工場所及び工事概要
- （2）技術提案で求める性能等の要求要件及び評価基準
- （3）技術提案の方法
- （4）技術提案書の様式
- （5）技術提案書を提出せず標準案に基づく施工を認める場合の提出書類（技術提案書の提出を義務付ける場合は不要）
- （6）技術提案等の審査の方法
- （7）落札者の決定方法
- （8）技術提案等の採否の通知方法とその内容
- （9）採用された提案の内容に基づいて積算した価格をもって応札すべき旨
- （10）技術提案の取扱い
- （11）提案内容の責任の所在等
- （12）その他必要と認める事項

3 工事総括部の長は、第1項の規定により定めた実施要領を、速やかに経理部長に送付するものとする。

(技術審査委員会)

第6条 工事総括部の長は、総合評価競争入札による技術提案等の審査を行う組織として、局長が別に定めるところにより、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 実施方針の調査、審議
- (2) 技術提案審査基準の策定
- (3) 技術提案等の審査

3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第7条 落札者決定基準を定めようとするとき工事総括部の長は、あらかじめ、学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

2 1 (2)において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が水道局にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(総合評価競争入札における入札方式等)

第8条 総合評価競争入札の実施は、一般競争入札又は指名競争入札によるものとし、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる。

2 総合評価競争入札を行おうとする場合は、特定調達契約（東京都水道局財務規程（昭和35年10月1日東京都水道局管理規程第22号。以下「財務規程」という。）第265条の3第3号の「特定調達契約」をいう。）によらない契約であっても、財務規程第265条の9の規定に準じて入札説明書を作成、交付するものとする。

3 経理部長は、競争入札参加資格確認申込み又は競争入札参加希望申込み（以下「入札参加申込み」という。）を受け付け、競争入札参加資格確認の通知の際に技術提案書の提出期限を通知する。この場合において、提出期限は、通知の日から技術提案書の作成に必要な期間を十分とった期日とする。

4 総合評価競争入札を行おうとする場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16

号) 第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

(総合評価の方法及び落札者の決定)

第9条 総合評価の方法は、競争入札参加者に価格及び採否の通知に基づいた性能等をもって申込みをさせ、次の式により評価値を算出する。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{技術点}) \times 1 \text{ 億} / (\text{入札価格})$$

評価値は、小数点第5位以下を切り捨て、小数点第4位までとする。ただし、競争入札参加者間の差が小数点第5位以下で生じている場合は、その初めての差が生じる位未満の端数を切り捨てて、当該位までとする。

基礎点は、実施要領に定める必須の項目を全て満たしたときに与えられる点数で、100点とする。1項目でも項目を満たさない場合は「失格」とし、その他の審査は行わず、「無効」として取り扱う。

技術点は、技術提案の評価を点数化したもので、満点を60点とする。

入札価格は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。

2 次の各要件に該当する者のうち、前項の総合評価の方法で得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札に係る性能等が、入札公告又は発注予定工事の事前公表を行う際に明らかにした性能等の要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

3 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4 技術点の評価項目は3項目とする。技術提案は、公共工事の品質確保の促進を図るための提案を求めるものであり、評価項目の設定に際しては、当該工事固有の課題を抽出した上で発注者として当該工事で求める性能等を明確に設定するものとし、必要以上の対策を求めるもの、不確実性の高いもの、技術提案の履行確認が困難であるもの、当該契約において提案内容が担保できないもの、改善効果が低いもの等は評価項目として設定しないこと。

5 項目ごとの配点は、項目の重要度に応じて10点から30点までの間で設定することができる。

6 技術提案の評価の方法は、次のとおりとする。

(1) 性能等を定量的に表示できるもの(性能等を数値化できるもの)は数値により評価する。この場合において、提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与し、その他の入札参加希望者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する。

(2) 数値による評価が困難な場合には定性的に評価する。この場合において、標準

案に対して、期待される効果の有効性、具体性、適切性等を比較して評価する。
提案が標準案と同程度であり効果が期待できないもの又は実施を認めないものについては、不採用とする。

(入札公告等において示す事項)

第10条 総合評価競争入札を行おうとする場合は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において、次に掲げる事項について示すものとする。なお、(5)、(8)及び(9)については、入札説明書又は実施要領に示すことをもって足りるものとする。

- (1) 総合評価競争入札の対象工事であること
- (2) 総合評価競争入札とした理由
- (3) 技術提案の提出期限及び提出場所
- (4) 詳細は入札説明書によること
- (5) 技術提案の内容を明示した技術提案書を提出し、採用された技術提案に基づいて入札を行うこと。ただし、技術提案が不採用となった項目については標準案に基づいて入札を行うこと。
- (6) 技術提案書を提出せず、標準案に基づく施工を認める場合は、標準案に基づいて入札を行うこと。
- (7) 技術提案等の採否を文書で通知すること及びその通知予定日
- (8) 資料のヒアリングを実施すること（資料のヒアリングを実施する場合）。
- (9) 提案で求める性能等の要求要件及び評価基準
- (10) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(入札説明書等)

第11条 総合評価競争入札を行おうとする場合は、次に掲げる事項を入札説明書又は実施要領に記載するものとする。

- (1) 前条の内容の詳細
- (2) 技術提案等の採否を文書で通知すること及びその通知予定日並びに技術提案等が適正と認められなかった場合にあっては、その理由
- (3) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。
- (4) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。
- (5) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。

2 第5条第1項の規定により工事総括部の長が定める実施要領は、入札説明書の一部を構成するものとして、入札説明書とともに公表するものとする。

(資料のヒアリング)

第12条 工事総括部の長は、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。この場合、経理部長が、入札参加希望者に対して日時、場所等を通知する。

(技術提案等の審査)

第13条 工事総括部の長は、経理部長から「技術提案書」の送付を受けたときは、速やかに審査委員会による技術提案書等の審査を行うものとする。

- 2 技術提案等の審査に当たっては、水道局が示した標準的な施工方法等と比較し、内容が適切かつ具体的で、効果が期待できる提案を優位に評価するものとする。
- 3 技術提案等の採否は、工事総括部の長が、審査委員会の審査に基づいて決定するものとする。

(競争入札参加資格の確認等)

第14条 経理部長は、入札参加申込みの受付完了後、速やかに競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

- 2 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、競争入札に参加する者に必要な資格を有する者で、参加を希望する者は、すべて指名するものとし、任意指名は行わないものとする。

(技術提案等の採否の通知)

第15条 工事総括部の長は、技術提案等の採否を決定したときは、その結果を、速やかに経理部長に送付するものとする。この場合において、技術提案等を適正と認めず採用しないときは、その理由（以下「不採用理由」という。）を付して送付しなければならない。

- 2 経理部長は、第10条（7）の通知予定日までに、前項の技術提案等を提出した者に対し、技術提案等の採否（不採用理由を含む。）を書面により個別に通知するものとする。

(技術提案の取扱い)

第16条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。

- 2 前項に規定する内容については、実施要領に明記することにより、競争入札参加希望者に周知するものとする。

(責任の所在等)

第17条 水道局が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書(実施要領を含むものとする。)及び契約書(契約書の別添となる仕様書を含むものとする。)に記載するものとする。

2 前項に規定する内容については、実施要領に明記することにより、競争入札参加希望者に周知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事総括部の長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年21水経契第720号)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成22年4月1日(以下「適用日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で適用日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年27水経契第248号)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成27年8月1日(以下「適用日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で適用日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年29水経契第545号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成30年4月1日(以下「適用日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で適用日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

附 則（令和５年５水経契第161号）

- 1 この要綱は、令和５年８月１日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和５年８月１日（以下「適用日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で適用日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。